

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	古河電気工業株式会社			コード	5801
提出日	2022/5/27		異動（予定）日	2022/6/23	
独立役員届出書の提出理由	第200回定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	塚本 修	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
2	塚本 隆史	社外取締役	○							△							訂正・変更	有
3	御代川 善朗	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	籾 ゆき子	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
5	斎藤 保	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
6	酒井 邦彦	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
7	住田 清芽	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
8	塩見 崇夫	社外監査役	○							△			△	△			訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	塚本修氏は、当社との間で2010年10月に顧問契約を締結し、以降、当社は同氏から当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けていました。また、同氏が2013年6月に当社社外取締役に就任後も、引き続き当社は社外取締役としての報酬のほかに、同氏の専門領域に関する助言に対価を支払っています。これまで同氏に支払った対価および本年度に支払う予定の対価は年額5百万円未満であり、当社の独立性基準に定める金額未満です。	塚本修氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、経済産業省において永年に行ったり産業政策に関与してきた経験や特に環境・エネルギー分野における幅広い知見を有しています。同氏は、当社社外取締役に就任以降、研究開発、事業戦略および製品品質などの議題を中心に経済政策や市場動向を踏まえた積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループが新技術の開発や新事業の育成により注力するにあたり、環境・エネルギー分野をはじめとする同氏の産業政策に関する深い知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、社外取締役として適任であると考え選任しています。なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
2	塚本隆史氏は、2013年6月まで株式会社銀行の取締役頭取を務めていました。2021年度末時点で当社グループは同社から年額68,549百万円の借入を行っています。	塚本隆史氏は、金融機関の財務担当取締役および代表取締役などを歴任し、財務・会計を含めた企業経営全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しています。同氏は、2021年に当社社外取締役に就任以降、事業戦略、グループ経営管理、財務政策およびインベスター・リレーションズなどの議題を中心に、グループ・グローバル経営や株主をはじめとするステークホルダーの視点から積極的な助言・提言をされてきました。また、指名・報酬委員会や社外役員会議の長としてリーダーシップを発揮するとともに、幹事社外役員として当社の経営課題に対する社外役員間での認識共有や社外役員と経営陣・監査役（会）との連携を図るなど、当社のコーポレートガバナンスの水準向上に大いに寄与されています。今後、当社グループがコーポレートガバナンス体制の強化やグローバル企業経営を推進するにあたり、同氏の経験・知見に基づく企業経営や財務・会計に関する助言・提言、ならびにリーダーシップは極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、社外取締役として適任であると考え選任しています。なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
3	該当なし	御代川善朗氏は、大手製薬会社において管理部門の要職や代表取締役副社長等を歴任し、企業経営、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスに関する豊富な経験および高度な知見を有しています。同氏は、当社社外取締役に就任以降、コーポレートガバナンス、事業戦略および人材育成などに関する議題を中心に当社グループ全体のガバナンス向上に向けた積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループのグループガバナンス体制をより一層充実させるための取組みを推進するにあたり、同氏の経験・知見に基づく企業経営やコンプライアンスに関する助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、社外取締役として適任であると考え選任しています。なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
4	籾ゆき子氏は、2014年3月までパナソニック㈱に勤務していました。同社と当社との間には、当社が同社に対して金属製品を販売する取引等があります。2021年度の取引総額は年額約1,580百万円と極めて少額です。	籾ゆき子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、複数の上場企業で社外役員としての経験を有していることに加え、大手電機メーカーで培った顧客視点からのマーケティングや製品開発に関する豊富な経験および高度な知見を有しています。同氏は、当社社外取締役に就任以降、事業戦略、マーケティングおよびダイバーシティなどに関する議題を中心に、幅広い視点から積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループがグローバルでの販売拡大を加速するにあたり、同氏のマーケティングや製品開発等の経験・知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、社外取締役として適任であると考え選任しています。なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。

5	該当なし	斎藤保氏は、日本を代表する重工業メーカーの代表取締役社長および同会長を歴任し、グローバル企業経営およびモノづくり全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しています。同氏は、当社社外取締役役に就任以降、事業戦略、モノづくりおよび財務・会計などに関する議題を中心にグループ・グローバル経営の視点から積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループがメーカーとしてさらなる事業展開を目指すにあたり、同氏の企業経営やモノづくりに関する経験・知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、社外取締役として適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
6	該当なし	酒井邦彦氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、海外を含めた法曹としての永年の経験により、コーポレートガバナンス、法務リスク管理およびコンプライアンスなどの分野に関する豊富な経験および高度な知見を有しています。同氏は、当社社外監査役に就任以降、取締役会および監査役会において、各国の法的規制や訴訟対応などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から積極的に発言されてきました。加えて、当社社外監査役としての経験により、当社グループのコンプライアンス体制構築の経緯や事業運営に関する現状を熟知しており、リスクマネジメントを含む内部統制体制の維持・改善や経営の健全性を維持するための適切な指摘および意見により、当社の監査体制強化に資するものと期待できることから、社外監査役として適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
7	住田清芽氏は、2020年3月まで有限責任あずさ監査法人のパートナーを務めていました。同法人と当社との間には、財務・会計分野のコンサルティングに関する取引があります。2021年度の取引総額は年額約68百万円であり、当社の独立性基準に定める金額未満です。 なお、同氏が在籍していた同監査法人は当社の会計監査人であったことはなく、同氏は同監査法人に在籍中に当社の会計監査に一切関与していません。また同氏は、当社と同監査法人との間の財務・会計分野のコンサルティングに関する取引にも一切関与していません。	住田清芽氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、公認会計士としての永年の経験により、財務諸表監査および内部統制監査に精通していることに加え、日本公認会計士協会常務理事として、主に国際監査基準（ISA）と整合する日本の監査基準の開発・改正に従事し、2017年からは金融庁企業会計審議会委員を務めており、財務および会計に関する豊富な経験および高度な知見を有しています。同氏は、当社社外監査役に就任以降、取締役会および監査役会において、グループ企業管理や財務・会計などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から積極的に発言されており、これまでの同氏の経験・知見が当社の監査体制強化に資するものと期待できることから、社外監査役として適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
8	塩見崇夫氏は、2012年6月から2016年3月まで伊藤忠商事㈱の取締役を務めていました。同社と当社との間には、当社子会社が同社を代理店として当該子会社製品を海外顧客に販売する取引があります。2021年度の取引総額は年額約3,399百万円と極めて少額です。 また同氏は、2016年6月から2018年6月までいすゞ自動車㈱の取締役を務めていました。同社と当社との間には、当社が同社に対して自動車部品を販売する取引等があります。2021年度の取引総額は年額約6,942百万円です。 さらに、同氏が取締役を務めていたいすゞ自動車㈱の社外取締役に、2018年6月から当社取締役会長の柴田光義氏が就任しています。	塩見崇夫氏は、大手総合商社や金融、メーカーなど様々な産業分野での経営経験を有しており、財務および会計を含めた企業経営全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しています。同氏は、当社社外監査役に就任以降、取締役会および監査役会において、企業管理に関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から積極的に発言されており、これまでの同氏の経験・知見が当社の監査体制強化に資するものと期待できることから、社外監査役として適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

当社取締役会が定める「社外役員の独立性基準」（2015年5月11日制定、2017年5月10日改定）は、以下のとおりです。

＜社外役員の独立性基準＞

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む。）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ①当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2％超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間総売上高の2％超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
- ③当社の主要な借入先（その借入額が当社の直近事業年度における総資産の2％超に相当する金額である借入先）である金融機関の業務執行者
- ④当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
- ⑤上記①乃至④に過去3年以内に該当していた者
- ⑥上記①乃至⑤に該当する者の二親等内の親族
- ⑦その他株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触する者

※①乃至⑦に該当しない場合であっても、当社子会社または取引先の子会社における取引高等を勘案して、独立性なしと判断する場合がある。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
 ※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
 ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
 ※5 独立役員の選任理由を記載してください。